

【お知らせ】

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱い等について（滋賀県内の予定）

滋賀県内では次のとおり、取扱いを予定していますので、ご注意ください。

1. 受領委任制度を導入される保険者

滋賀県内の市町国民健康保険及び滋賀県後期高齢者医療広域連合
※滋賀県医師国保組合は、「償還払い」の取扱いとなります。

2. 受領委任制度の導入時期

平成31年4月1日から

3. 療養費支給申請書の提出先（問い合わせ先）及び提出の開始時期

①提出先（問い合わせ先）

滋賀県国民健康保険団体連合会審査・業務課療養費係
〒520-0043 大津市中央四丁目5-9
TEL：077-522-4382

②提出の開始時期

平成31年5月（請求分）から

※請求方法等詳細は、後日、ホームページに掲載します。

4. 国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）における療養費支給申請書の（毎月）受付時期

平成31年5月（請求分）以降、毎月1日から10日まで

5. 療養費の支払い

受領委任制度の導入に伴い、国保連合会から施術所（者）に対し、療養費の支払いを行います。対象は、平成31年5月請求分から予定しています。

6. 上記5. の療養費の支払いに伴うはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術所新規（変更）登録届の提出

国保連合会では、療養費の支払いを実施するにあたり、施術所情報の登録を行います。

受領委任の申請をされた施術所（者）宛、当該登録届を後日（平成31年1月以降順次）送付させていただきますので、必要事項を記載いただき、上記3. の提出先に提出いただきますようご協力の程、よろしくお願いいたします。

7. その他

受領委任の取扱いを希望される場合は、あらかじめ近畿厚生局に所定の申請が必要となりますので、ご対応いただきますようお願いいたします。